

報 告 事 項

令 和 4 年 6 月 定 例 会

令和4年6月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件名 | ページ |
|------|--------------------|-----|
| 24 | 損害賠償の額を定める専決処分について | 5 |
| 25 | 損害賠償の額を定める専決処分について | 9 |
| 26 | 損害賠償の額を定める専決処分について | 13 |

令和4年報告第24号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月22日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年5月25日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

7,920円

2 事故の概要

令和4年4月15日午後2時10分頃、岡崎市岡町字東神馬崎南側42番地2の駐車場において、動物取扱業登録更新調査業務中に公用自動車を駐車するため後進した際、車両後部が相手方所有のコンテナに接触し、当該コンテナを損傷する損害を与えた。

令和4年報告第25号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月22日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年6月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

49,500円

2 事故の概要

令和4年4月11日午後1時40分頃、岡崎市美合町字五本松6番地3の集合住宅駐車場において、さわやか収集業務中のごみ収集車が敷地内で方向転換するため後進した際、車両後部が当該集合住宅の壁面に接触し、損傷する損害を与えた。

令和4年報告第26号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月22日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年5月30日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

36,325円

2 事故の概要

令和4年4月22日午前11時頃、岡崎市宇頭町字上堀所37番地先の市道矢作1号線において、東進中の相手方自動車右前輪が道路中央部の陥没に落ち、当該自動車の右前輪ホイールを損傷する損害を与えた。

